



投資リスク

当ファンドは、主として値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト(債務不履行)が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が高いこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。



手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
	ファンドの設定中止の可能性について	以下の場合には、委託会社の判断で当ファンドの設定を中止することがあります。 ・当ファンドの当初募集金額が50億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合 ・当初申込期間中の市場環境等の変化等により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断した場合

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
	換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込関連	申込締切時間	原則、午後3時までに、販売会社が受付けを完了したものを当日のお申込み分とします。
	購入の申込期間	当初申込期間：2021年8月2日から2021年9月2日までとします。 継続申込期間：2021年9月3日から2021年9月17日までとします。 ※2021年9月18日以降は、購入の申込みの受付けを行いません。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ・ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。

 決算・分配	決算日	原則、9月25日(休業日の場合は翌営業日) ・初回決算日は、2022年9月26日とします。
	収益分配	原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込みメモ

 その他	信託期間	2026年9月25日まで（信託設定日：2021年9月3日）
	繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。 ・純資産総額が30億円を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	信託金の限度額	500億円
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
	基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「E債2109」の略称で掲載されます。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率（ <u>1.1%（税抜1.0%）</u> を上限とします。）を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率0.968%(税抜0.88%)								
	信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。								
	＜配分(税抜)および役務の内容＞								
	<table><tr><td>委託会社</td><td>年率0.45%</td><td>委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.4%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.03%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>	委託会社	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価	販売会社	年率0.4%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	年率0.03%
委託会社	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価							
販売会社	年率0.4%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価							
受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価							
※ ファンドの信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。									
※ 投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。									
その他の費用・ 手数料	● 金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等								
	※ 投資者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。								
	● 監査費用／法定書類関係費用／計理業務関係費用／受益権の管理事務に係る費用等								
	※ 純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります(これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。)。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。								
＜主な役務の内容＞									
金融商品等の売買委託手数料：組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料									
外貨建資産の保管等に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用									
監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用									
法定書類関係費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用									
計理業務関係費用：計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用									

※ ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

*復興特別所得税を含みます。

※上記は、2021 年 5 月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。